

下水道法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の構造の技術上の基準

一 堅固で耐久力を有する構造とすること等の排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準を定めること。（第五条の四、第十七条の九関係）

二 排水管の内径及び排水渠の断面積は、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事とこと等の排水施設の構造の技術上の基準を定めること。（第五条の五、第十七条の九関係）

三 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること等の処理施設の構造の技術上の基準を定めること。（第五条の六関係）

四 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道、流域下水道又は都市下水路等については、構造の技術上の基準を適用しないこととすること。（第五条の七、第十七条の九関係）

第二 放流水の水質の技術上の基準

一 雨水の影響の少ない時における、公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準を定

めること。(第六条第一項関係)

二 雨水の影響が大きい時における、合流式の公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準を定めること。(第六条第二項関係)

### 第三 排水設備の設置及び構造の技術上の基準

汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていることとすること。(第八条第十一号関係)

### 第四 放流水の水質検査

雨水の影響が大きい時における、合流式の公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質についての水質検査の方法を定めること。(第十二条第三項関係)

### 第五 終末処理場の維持管理

急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調整すること等の終末処理場の維持管理の方法を定めること。(第十三条関

係)

第六 その他所要の改正を行うこと。

第七 この政令は、平成十六年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

第八 この政令の施行に際して必要な経過措置を定めること。 (附則第二条から第七条まで関係)